



鳥取県公報

令和5年9月29日(金)
号外第83号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則(41)(会計指導課)	3
-------	--	---

公布された規則のあらまし

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県立まなびの森学園の新設に伴い、同校を出納機関に加えるとともに、会計事務の効率化を図るため、会計管理者の事務の一部を出納員に委任する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 出納機関に鳥取県立まなびの森学園を加え、出納員を事務長とする。

(2) 次に掲げる会計管理者の事務をそれぞれに定める課の出納員に委任する。

ア 保育士等の資格取得のための修学資金の返還金（延滞金を含む。）の収納に関する事務 子ども家庭部子育て王国課

イ 河川法の規定に基づく原因者負担金及びこれに係る損害賠償金の収納に関する事務 県土整備部河川港湾局河川課

(3) 次に掲げる出納員の事務をそれぞれに定める課の分任出納員に委任する。

ア 県営住宅の家賃、駐車場に係る使用料等の収納に関する事務 生活環境部くらしの安心局住宅政策課

イ 育英奨学資金（過払金を含む。）及び進学奨励資金の返還金の収納に関する事務 教育委員会事務局人権教育課

(4) 施行期日は、令和5年10月1日とする(1)に関する事項を除き、公布の日とする。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立琴の浦高等特別支援学校</td> <td>事務長</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県立まなびの森学園</td> <td style="border: 2px solid black;">事務長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	事務長	鳥取県立まなびの森学園	事務長	略		<p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立琴の浦高等特別支援学校</td> <td>事務長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	事務長	略											
機 関	職																												
略																													
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	事務長																												
鳥取県立まなびの森学園	事務長																												
略																													
機 関	職																												
略																													
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校	事務長																												
略																													
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 出納員に委任させる事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">委 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部健康医療局医療・保険課</td> <td>鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">子ども家庭部子育て王国課</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県保育士等修学資金貸付規則（平成25年鳥取県規則第54号）第11条の規定により返還される修学資金（延滞金を含む。）の収納に関する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>県土整備部道路局道路企画課</td> <td>道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">県土整備部河川港湾局河川課</td> <td style="border: 2px solid black;">河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく負担金及びこれに係る損害賠償金の収納に関する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 任 事 務	略		福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務	子ども家庭部子育て王国課	鳥取県保育士等修学資金貸付規則（平成25年鳥取県規則第54号）第11条の規定により返還される修学資金（延滞金を含む。）の収納に関する事務	略		県土整備部道路局道路企画課	道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務	県土整備部河川港湾局河川課	河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく負担金及びこれに係る損害賠償金の収納に関する事務	略		<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 出納員に委任させる事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">委 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部健康医療局医療・保険課</td> <td>鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>県土整備部道路局道路企画課</td> <td>道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	委 任 事 務	略		福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務	略		県土整備部道路局道路企画課	道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務	略	
区 分	委 任 事 務																												
略																													
福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務																												
子ども家庭部子育て王国課	鳥取県保育士等修学資金貸付規則（平成25年鳥取県規則第54号）第11条の規定により返還される修学資金（延滞金を含む。）の収納に関する事務																												
略																													
県土整備部道路局道路企画課	道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務																												
県土整備部河川港湾局河川課	河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく負担金及びこれに係る損害賠償金の収納に関する事務																												
略																													
区 分	委 任 事 務																												
略																													
福祉保健部健康医療局医療・保険課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3に規定する手数料の収納事務																												
略																													
県土整備部道路局道路企画課	道路の管理のかしによる損害賠償に係る保険金の収納に関する事務																												
略																													

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県立精神保健福祉センター	1 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）第4条に規定する使用料及び手数料の収納事務 2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
生活環境部 くらしの安心局住宅政策課	1 県営住宅の家賃（水道料金を含む。）及び駐車場に係る使用料の収納事務 2 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務 3 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用の収納事務 4 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料の収納事務
略	
鳥取県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センターが発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
教育委員会 事務局人権教育課	鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条第1項又は第2項の規定により返還される育英奨学資金（過払金を含む。）及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則第14条第1項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県立精神保健福祉センター	1 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取県条例第14号）第4条に規定する使用料及び手数料の収納事務 2 公文書、行政資料その他の書類の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	
鳥取県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センターが発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。